

神戸市立北山小学校いじめ防止等のための基本的な方針

はじめに

北山小学校は、教職員・保護者・地域が一体となって、いじめの問題に取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」第13条の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的、且つ効果的に推進するため、基本的な方針(以下「北山小学校基本方針」という)を策定します。

平成26年3月 神戸市立北山小学校
令和8年4月改定

1、いじめの防止等のための対策の基本的な姿勢

本校は、北山小学校基本方針に基づき、保護者・地域と連携しながらいじめの問題の根本的な解決に向けて取組を進めていきます。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、神戸市いじめ指導三原則「するを許さず、されるを責めず、第三者なし」を核とした指導を行います。

2、いじめの定義

「いじめ」とは、本校に在籍する児童等に対して、本校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(携帯電話・インターネット等を通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3、教職員の姿勢

- ・教育目標「笑顔あふれる楽しい学校」を合言葉に、児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学校づくりに努め、児童との温かな信頼関係づくりに努めます。
- ・分かる授業、一人一人の児童が活躍できる活動・行事等を通じて、児童の自己有用感を高めます。
- ・児童、教職員の人権感覚を高めます。
- ・いじめの兆候を見逃さないようにアンテナを高く保ち、教職員相互が積極的に児童の情報を交換するとともに、全職員による定期的な情報の共有の場を設けます。
- ・児童の表情や行動の変化に気を配り、いじめが疑われる段階から対応します。
- ・いじめの問題を個人や特定の教職員で抱え込まず、校内いじめ問題対策委員会で情報を共有し、適切かつ迅速に対応します。
- ・保護者や地域の方々からの情報を受け入れる姿勢を大切にします。

4、校内いじめ問題対策委員会

(1) 校内いじめ問題対策委員会の設置

本校は、校長、教頭、学年教員、生徒指導係、養護教諭、スクールカウンセラー等の参加による校内いじめ問題対策委員会を設置します。

(2) 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・本校におけるいじめ防止等の取組に関することや、相談内容の把握、児童・保護者へのいじめ防止の啓発を行います。
- ・いじめの相談があった場合には、当該担任等に加え、事実関係の把握、関係児童、保護者への対等等について協議します。なお、いじめに関する情報については、児童の個人情報の取り扱いに十分注意しながら、本校の教職員が共有できるようにします。
- ・いじめの問題に関する本校教職員の理解と実践力を高めるための研修を年に複数回実施します。
- ・本校のいじめ対策についての取組の検証と改善を行います。

5、いじめの未然防止

| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
|--|---|----|---------|---------------|---------------|----|-----|-------|-----------------|----|---------------|--------------------------|
| 未然防止に向けた取組 | 学年・学級づくり 人間関係づくり 生命(いのち)の安全教育 <small>「おかしな子を探せ!」</small> <small>「なるほど!おもしろい!」</small> 実態把握 | | | 長期休暇前指導 | いじめ防止 小中会議 | | | | 長期休暇前指導 | | | 長期休暇前指導 |
| 早期発見に向けた取組 | | | | アンケート 教育相談 | | | | アンケート | 教育相談 | | アンケート 教育相談 | 中学校への引継ぎ |
| 職員会・研修等 | 職員会議 (新年度提案) 児童理解研修 学級経営研修 | | 学校評議員会議 | | 職員研修 教育評価 | | | | 職員研修 学校評議員会議 | | 教育評価 | 教育評価 次年度計画 学校評議員会議 |
| 学年・学級づくり、人間関係づくり(日々の授業・くらし・行事を通して) 異学年での人間関係づくり(ペア活動・クラブ活動、委員会活動など) 人権教育・道徳教育、学級活動、学年集会など 生徒指導・特別支援連絡会、校内いじめ問題対策委員会、校内研修、SEL、OJT 事案発生時には、緊急対応会議の開催 | | | | | | | | | | | | |

いじめの未然防止に取り組むことが最も重要であり、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に関する活動に取り組むなど、年間を通して予防的な取組を計画・実施します。

(1) 思いやりの心をはぐくむ教育

- ・授業をはじめ道徳教育や学級活動等すべての教育活動を通して、児童一人一人に「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」をはぐくみます。

(2) 豊かな体験を通じた心の教育と温かい集団づくり

- ・仲間同士で支え合い学び合う場面を設定し、自分の居場所がある温かい集団づくりに取り組みます。
- ・「命の大切さを実感させる体験活動」「問題解決能力をはぐくむ自主的活動」「他人を思いやる心を育てる奉仕活動」などの取組を進めます。
- ・学級活動や行事、総合的な学習の時間等を通して、人間関係力、コミュニケーション力、社会的スキル等を育てます。

(3) 規範意識を身に付け、自浄力のある児童集団の育成

- ・全ての教育活動の中で、きまりを守ることの大切さを指導し、規範意識の醸成を図ります。
- ・見て見ないふりをすることは「いじめ」をしていることにつながることや「いじめ」を見たら教職員や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導します。その際、知らせることは正しいことであると合わせて指導します。

6、いじめの早期発見

いじめは、早期発見をすることが早期解決につながります。そのために、日頃から児童の信頼関係の構築と見守りに努めます。

(1) 信頼関係の構築

- ・日常の学校生活の中で、積極的な言葉かけを行うなど、直接的な触れ合いを大切に、児童が安心して心を開き、相談できる雰囲気と体制づくりに努めます。その上で担任を中心として深い信頼関係を築きます。

(2) 児童理解

- ・平素から児童の交友関係など生活実態をきめ細かく把握し、一人一人の表情の変化やいじめのサインを見逃さないように注意します。
- ・定期的にアンケートや教育相談を実施し、取組状況を把握すると共にいじめ早期発見に向けて積極的に取り組みます。

(3) 相談体制の充実

- ・養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーと効果的に連携し、児童の悩みを受け止める機

会を設定します。

(4) 校外相談機関との連携

- ・教育相談指導室やいじめ・体罰・子ども安全ホットライン(24時間電話相談)など、校外の相談機関の機能や利用の仕方を見守りや保護者に周知します。

7. いじめへの早期対応

いじめの兆候に気付いたときは、問題を軽視することなく早期に事実関係の把握を行い対応します。

(1) いじめの事実関係の把握

- ・いじめられている児童や保護者からの訴えや状況、気持ちを十分に聴き取り、不安を取り除き共感的に受け止めます。その際、最後まで守り抜くことを伝えます。
- ・関係児童双方、周囲の児童から個々に事情を聴き取り、関係教職員で情報共有し、組織的に対応します。

(2) いじめの指導

- ・いじめた児童には、詳細を確認した上で自らの言動が相手を傷つけたことやいじめられる側の気持ちに気付かせます。
- ・関係児童の問題にとどめず、関係児童のプライバシーに十分注意した上で、学級及び学年、学校の問題としてとらえ、再発防止を含め、解消を目指した取組を進めます。
- ・児童、保護者には適時、適切な方法で経過や今後の指導方針、相談体制等を伝えます。
- ・状況に応じて教育委員会事務局、所轄警察署、少年サポートセンター等の関係機関と連携して解決に当たります。
- ・指導後も継続的に、関係児童と保護者に対しての支援を行います。

(3) いじめの解消

- ・いじめが解消している状態とは、いじめに係る行為が止んでいる状態が少なくとも3か月の間継続しており、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないことを面談により確認できていることが要件になり、それらが満たされている必要があります。
- ・上記の要件にとらわれることなく、学校は必要に応じて他の事情も勘案して判断し、中長期的な視点でも児童の人間関係・生活状況を見守り、改善を目指します。

8、特別な支援を必要とする児童への配慮

特別支援学級に在籍する児童、もしくは、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童に対するいじめの未然防止・早期発見・早期対応に特に配慮します。

また、いじめを許さない豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を積極的に進めます。

9、インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめへの対応

(1) 未然防止

- ・インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の情報を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童・保護者・地域への啓発に努めます。
- ・パソコンや携帯電話、スマートフォン等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼します。

(2) 早期対応

- ・インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、状況によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応します。

10、保護者・地域との連携

- ・保護者の会、ふれあいまちづくり協議会、青少年育成協議会、学校運営協議会等、保護者や地域と連携し、朝のあいさつ運動、登下校時の見守り活動等に取り組み、児童の様子を積極的に見守ります。
- ・保護者の会や地域の会合等で、学校のいじめの問題への取組について情報を発信します。
- ・児童、保護者、地域が一緒に参加する会議などを開催し、地域ぐるみでいじめの問題に取り組みます。
- ・地域の中学校区内の小・中学校と「いじめ防止小中地域会議」等を活用した取組を通して、いじめの問題に向き合う姿勢を共有し、一貫した指導に生かします。

11、関係機関との連携

学校の指導だけで十分な効果をあげることが困難な場合などには、関係機関（警察、少年サポートセンター、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から関係機関と連携する体制を構築しておきます。

12、重大事案への対処

(1) 重大事案の報告と調査

- ・重大事案が発生した場合は、直ちに教育委員会を通して神戸市長へ事案発生について報告します。
- ・重大事案が発生したことを真摯に受け止め、教育委員会事務局の指示のもと、組織を設け、速やかに事実関係を把握します。

(2) 調査結果の報告

- ・いじめを受けた児童やその保護者に対して、説明責任があることを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、適時、適切な方法で説明します。

(3) 警察との連携

- ・重大ないじめ事案や、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ事案等（暴行、傷害、強制わいせつ、恐喝、窃盗、器物破損等、強要、脅迫、名誉棄損、侮辱、自殺関与、児童ポルノ提供等、私事性的画像記録提供などを伴うもの）については、直ちに警察に相談・通報を行い、連携して対応します。

13、家庭の役割と保護者の責務

子供たちの豊かな人間性を育むためには、第一義的に責任を担う保護者が、家庭をやすらぎと安心を与える場にすることが大切です。さらに、保護者は日頃から子供たちの規範意識を養うため、いじめの問題等についても日常の生活体験を通じながら、決して許されるものではないということを丁寧に指導しなければなりません。また、子供がいじめを受けた場合は、速やかに学校と協力し、子供をいじめから守らなければなりません。いじめを行った場合についても、学校や関係保護者と協力し、解決に向けた努力をする必要があります。

14、その他

本校は、校内いじめ問題対策委員会によって、適宜北山小学校基本方針を見直し、必要があると認められるときは改定します。